

名張市地域公共交通会議市民公募委員募集要領

1. 募集の目的

名張市地域公共交通会議のより公正な運営の確保及び透明性の向上、並びに市政への市民参画を進めるため、名張市自治基本条例第30条に基づき、市民公募委員を募集します。

2. 募集人員

若干名

3. 応募条件

令和7年6月10日の時点で次の条件を全て満たす方

- (1) 18歳以上の市民であること
- (2) 平日に開催する会議に参加できること
- (3) 他の附属機関等の委員でないこと
- (4) 本市の職員又は市議会の議員でないこと

4. 任期

委嘱の日から令和9年6月9日まで

5. 応募方法

名張市地域公共交通会議市民公募委員申込書及び小論文（1,000文字程度）を、都市計画室窓口に応募者本人がご持参のうえ提出してください。

※小論文テーマ：「みんなで支える地域公共交通について」

6. 受付期間等

受付期間：令和7年4月9日（水）から同年4月25日（金）まで
（土曜日、日曜日を除く）

受付場所：名張市役所 4階 都市計画室

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

7. 選考

選考委員会により小論文の内容や男女の構成比率等を総合的に考慮して選考します。

なお、選考結果については、応募者に書面をもって通知します。

8. 問合せ先

名張市 都市整備部 都市計画室

電話番号 0595-63-7749

9. その他

- ・ 市ホームページに名張市地域公共交通会議市民公募委員申込書を掲載しており、ダウンロードが可能です。



QRコード

名張市ホームページURL <https://www.city.nabari.lg.jp/>

- ・ 本市の地域公共交通に係る資料を都市計画室窓口で閲覧できます。また、名張市地域公共交通会議の過去の議事録を市ホームページで閲覧できます。

《参考 名張市地域公共交通会議について》

【目的】

- ① 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。
- ② 令和5年度に策定した「名張市地域公共交通計画」に基づき、鉄道、バス、自動車、自転車といった市民の日常生活に不可欠なすべての交通手段が有機的かつ一体的に機能し、誰もが安心して暮らすことのできる「交通まちづくり」について協議する。

【協議事項】

- ・ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- ・ 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- ・ 各計画に基づく交通まちづくりのための各種事業の計画、実施
- ・ 名張市地域公共交通会議の運営方法その他会議が必要と認める事項

【開催実績（過去5ヶ年度分）】

令和2年度	3回
令和3年度	3回
令和4年度	4回
令和5年度	5回
令和6年度	5回

【関係法令等】

道路運送法
道路運送法施行規則
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
名張市自治基本条例
名張市地域公共交通会議設置要綱